

関島社会保険労務士事務所便り 2025年 12月号

関島社会保険労務士事務所
(ひがし東京中小企業者組合)
社会保険労務士・行政書士
関島 康郎
〒125 - 0041
東京都葛飾区東金町2 - 7 - 12
電話：03-3609-7668
HP: <http://www.srseki.info>



従来の保険証 3月末まで使用可能 マイナ保険証利用率 10月時点で37%

会社員や家族が加入する健康保険組合や協会けんぽの健康保険証が、12月1日に有効期限が切れることに合わせ、厚生労働省は11月12日、来年3月まで患者が期限切れの保険証を提示しても、窓口で医療費の全額の支払いを求めない対応を認める方針を示しました。

マイナ保険証の利用率は10月時点で37.14%。健康保険証には期限の記載がなく、制度変更による混乱を避けるためとしています。

75歳以上の後期高齢者医療制度の保険証や、多くの自治体の国民健康保険の保険証は、この夏に期限切れになっています。しかし、厚労省は来年3月末までは、期限切れの保険証でも通常通りの窓口負担で済むよう医療機関に求めています。

今回、会社員やその家族が加入する健康保険組合や協会けんぽについても、同様の対応となっています。

マイナ保険証を利用できない人には「資格確認証」が新たに交付されます

マイナ保険証は、健康保険証としての利用登録が済んだマイナンバーカードです。

医療機関で提示すると保険診療を受けられるほか、マイナンバーカードを利用したオンライン行政窓口「マイナポータル」で、医療費や処方薬などの情報を確認する機能なども利用できます。

一方、マイナンバーカードを持っていないなどでマイナ保険証を利用できない人には、従来の健康保険証と同様に本人確認に利用できる「資格確認書」が新たに交付されます。医療機関で提示すると、保険診療を受けることができます。



退職代行「モームリ」に弁護士法違反の疑い 警視庁が家宅搜索

警視庁は、10月22日、本人に代わって退職の意思を伝えるサービス「退職代行モームリ」の運営会社に、弁護士法違反容疑で家宅搜索に入りました。

弁護士資格がないのに、退職する会社側との法律的な交渉を第三者に有償で取り次いでいた可能性があるとして、警視庁は資料を押収して詳しく調べる方針です。家宅搜索に入ったのは、モームリ運営会社「アルバトロス本社」（品川区）のほか、いずれも都内にある二つの弁護士事務所。

モームリは、本人に代わって会社を辞める意思を伝えるサービス。電話やLINEなどで24時間365日相談を受け付け、勤務先への連絡や退職手続を代行する会社

で2022年3月に設立。料金は、正社員2万2千円、パート・アルバイト1万2千円。退職希望者から依頼を受けた会社側との交渉を弁護士に取り次ぎ弁護士から報酬を受け取っていた疑いがあるとみられています。

弁護士法は、弁護士資格を持たない人が報酬を得る目的で、法律にかかわる交渉を第三者に繰り返しあっせんする行為を禁じており、弁護士がこうしたあっせんを受けることも禁じています。こうした行為は、「非弁行為」や、「非弁提携」と呼ばれ、法律知識が不十分な者が関与すれば、依頼者が本来の権利を主張できず不利益を受ける恐れがあるとされています。

無資格で社会保険労務士の業務をした疑い 税理士と行政書士 大阪府警が逮捕

無資格で社会保険労務士の業務をしたとして、大阪府警は10月20日、大阪市の税理士法人代表の税理士と、法人の従業員で行政書士を社会保険労務士法違反容疑で逮捕したと、発表しました。

税理士は容疑を認め、行政書士は認否を保留しているといわれています。大阪府警によると、2人は共謀して6~7月、社労士資格がないのに、顧問先3社からの依頼で報酬を得て、大阪労働局などへの労働保険の申告業務を代行した疑い。昨年10月、大阪府社会保険労務士会からの申告で

不正の疑いが浮上し、府警は今年9月の家宅搜索で押収した資料などから、税理士らが2022年4月以降、同様の業務を340件ほど引受け、計約400万円を得ていたとみて調べていると報じられています。社会保険労務士でない者が社会保険業務を行った場合、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が課せられることになっています。



スポットワーク 労務管理上の注意点

～発注事業者の直前キャンセルが横行 訴訟に～

いわゆるスポットワークには発注事業者による直前キャンセルの問題があります。それが司法の場で争われることになりました。飲食店で働くはずだった大学生が、店側のキャンセルに対して賃金を求めて提訴したのです。

◆経緯

川崎市の大学生の男性が提訴して請求した賃金額は1万4,000円でした。男性は5月にスポットワーク最大手のタイミーを通じて東京の飲食店で働く予定でしたが、その前日にスマホでキャンセルの通知を受け取りました。

1年ほど前からスポットワークを開始し毎回異なる飲食店で働いてきた男性にとってキャンセルは初めて。お金を貯めようとしていた男性は別の仕事を探したものの、自宅から遠いなどで仕事は見つかりませんでした。それ以降も別の仕事先で直前キャンセルが3件続いた男性は、提訴に踏み切りました。

◆双方の主張

男性の原告側は、「マッチング時点で労働契約が成立したとするのが実態に即して合理的だ」などと主張。タイミーが「労働契約は出勤時にQRコードを読み込むことにより締結される」としていることから、意図的に休業手当を支払わず、労働基準法に違反するとして、賃金の支払いを求めています。被告である飲食店の経営者は、マ

ッチング時に労働契約が結ばれるという認識はなかったとしています。

今後、スポットワークのビジネスモデルに影響が出るともいわれており、裁判の行方が注目されます。

◆厚生労働省のリーフレット

スポットワークをめぐるっては、7月に厚生労働省が「別途特段の合意がなければ、事業主が掲載した求人にスポットワーカーが応募した時点で労使双方の合意があったものとして労働契約が成立する」との留意点を示したリーフレットを出しています。これを受けて、主要なアプリ事業者は9月に規約を見直しています。

厚労省の主な内容は以下の通りです。

- 1 労働契約成立時は双方が合意したとき
- 2 就業前に労働条件の明示義務
- 3 休業させる場合、休業手当支払い義務
- 4 賃金・労働時間の注意点
 - ①業務に必要な準備等時間も労働時間
 - ②一方的な賃金減額は違法
 - ③労働時間の正確な把握
- 5 その他の注意点
 - ①通勤途上、仕事中のケガは労災
 - ②労働災害防止義務
 - ③ハラスメント対策も事業主の義務



●歯周病検査実施企業に費用補助の方針

厚生労働省は、職場の健康診断で歯周病検査を実施する企業に対し、2026年度から費用補助を行う方針を固めた。検査担当者の人件費や分析費用の一部を補助する見込み。検査には簡易的な唾液シートを使用し、歯周病の可能性が高いと診断された従業員には企業から歯科医の受診を促してもらう。「骨太の方針」に盛り込まれた「国民皆歯科検診」の一環で、同省は26年度予算の概算要求に事業費として約1億8,000万円を計上している。(11/9)

●外国人らの国民健康保険料の前納可能に

厚生労働省は10月29日付で、外国人らの国民健康保険加入時に保険料を前納させることができるように、関連する条例の改正例などを自治体に通知した。保険料を課す前年度の1月1日時点で日本国内に住居登録をしていない世帯主が前納の対象となり、帰国した日本人も含む。最大1年分の保険料の前払いを求め、支払期限を過ぎても納付されない場合は滞納処分が可能となる。自治体ごとに必要性を判断し、早ければ来年4月から運用が始まる。

●夏ボーナス平均額 2.9%増の42万円

厚生労働省が発表した9月の「毎月勤労統計調査」で、今夏のボーナスの1人当たり平均額は42万6,337円(前年比2.9%増)と、4年連続の増加となった。事業所規模30

人以上での平均額は49万6,889円(前年比3.8%増)であり、規模による伸び率の差は大きくなった。(11/7)

●労働時間規制緩和の検討を指示

高市首相は21日、心身の健康維持と従業員の選択を前提に、現行の労働時間規制の緩和を検討するよう、上野厚生労働大臣へ指示した。上野氏は22日の会見で、働き方の実態やニーズを把握するための調査結果を精査しながら、今後、厚生労働省の労働政策審議会で議論を深めたいとしている。(10/22)

●在留資格「経営・管理」基準を厳格化

外国人が日本で起業するために必要な在留資格「経営・管理」の要件を厳格化する改正省令が10月10日に公布され、10月16日より施行される。資本金等の要件を3,000万円以上に引き上げ、経営に関する一定以上の経歴・学歴を求めるほか、1人以上の日本人や永住外国人等の常勤職員を雇用すること、申請者または常勤職員が中上級者レベルの日本語能力であること等を求める。(10/14)

